

## VI 子供の貧困対策有識者による寄稿

---

## 「和歌山県子供の生活実態調査」の結果を概観して

和歌山大学教育学部 越野章史

日本社会において、雇用の不安定化を背景とした格差の拡大、貧困の再問題化が指摘されるようになって、すでに20年近く（あるいはそれ以上）の時間が経ちました。社会全体として見れば豊かなはずの日本で、貧困が再び問題化しているのは、豊かさの分配がうまくいっていないからに他なりません。「子どもの貧困」が特に問題であるのは、経済的に困難な家庭に生まれてしまうことはどのような意味でも子ども自身の責任とは言えないこと、また、子ども期に貧困を経験することはその時だけの問題ではなく、後々まで残る負の影響を成長の過程に深く与えてしまいかねないことによると考えます。

こうした問題を解消するため、2014年に「子どもの貧困対策推進法」が施行されました。法律名に「貧困対策」を冠した初めての法律であり、その意義は小さくありませんが、これはあくまで貧困対策の理念を示した法律であり、具体的な状況把握や対策はその後の施策に委ねられています。そのため、各都道府県による実態の把握と、それに基づいた対策の立案が急がれているのです。この流れの中で、今回、和歌山県でも「子供の生活実態調査」として大規模な質問紙調査が行われました。

以下、調査結果を概観した上で、いくつかの指摘や実態把握に資するための考察を行いたいと思います。

和歌山県の子どもの「相対的貧困率」について -数値を独り歩きさせないこと-

今回の調査結果では、和歌山県の子どもの「相対的貧困率」は「11.6%」という数値が出されています（報告書 pp. 12-14）。厚生労働省の「国民生活基礎調査」による最新の全国の数値（子どもの相対的貧困率）は13.9%（2017年発表の、2015年の数値）です。したがってこの数値だけを見ると、和歌山県は全国よりも子どもの貧困率が低かった、という結論になりかねません。そのように結論できるならよいことなのですが、残念ながら今回の調査ではそうははっきりとは言えないという点をおさえておくことが必要だと考えます。

第一に、厚生労働省の調査は18歳未満の全ての子どもについて推計値を出しているのですが、今回調査は小学5年と中学2年という2学年だけを対象としたものです。したがって、単純に比較することには慎重であるべきです。一般に、世帯形成期から子どもが幼い時期の方が世帯の所得は低い傾向がありますから、0歳～10歳の子どものいる家庭を対象としない今回調査は、全国の調査と比較すべきではないでしょう。

第二に、質問票での所得の聞き方が、ある程度幅を持った所得層の選択肢から選んでいただく形式だったため、貧困線（今回調査では一人あたりの年間所得119万円。国の調査では122万円）前後の対象者は年間「100～150万円未満」という幅をもった方々であり、この幅の範囲内でより細かく、所得がいくらの方が何人いるのかまでは調査できていません。つまり、今回調査での和歌山県の「子どもの貧困率」は、（厚労省調査と比べても）かなり粗い推計値であり、相当の誤差があり得ると考えるべきです。

第三に、全体の回収率が約45%（p. 8）と、残念ながら高くはないことにも注意が必要です。調査にご

協力いただけなかった55%の方々に共通する特徴があるかどうかは何とも言えませんが、仮に経済的に厳しいご家庭ほど協力いただけなかったというようなことがあるとすれば、実際の貧困率は今回の調査結果よりも高い、ということもあり得るわけです。

以上の理由から、11.6%という数字を「全国より低い」と評価することは適切とは言えません。誤差を含みますが、少なくとも全国と同程度の水準で、本県にも子どもの貧困の問題が存在していることが分かったと捉え、対策を行っていくことが喫緊の課題であると考えます。

#### 分析の軸となった概念について

本報告書の分析では、対象者を「所得段階Ⅰ」～「Ⅲ」に区分し、それとは別個に「経済的困難世帯」(p. 18: 過去1年の間に「生活必需品の購入困難」「料金等の支払い困難」「生活必需品の非所有」のいずれかの経験がある世帯)を抽出して、両者を分析の主たる軸としています。p. 18の表によれば、最も所得の高い「所得段階Ⅰ」でも5.7%が「経済的困難世帯」に該当しており、逆に最も所得の低い「所得段階Ⅲ」の世帯でも47%は「経済的困難世帯」ではありません。この結果を不審に思われる方も多いのではないかと思います、なぜこうしたことになるのか、考え得ることを記しておきたいと思います。

「所得段階」による区分の根拠になっているのは、対象者に答えていただいた昨年度の所得です。しかし、所得がある程度あったとしても、負債が大きければそれだけ生活は苦しくなります。例えば「所得段階Ⅰ」に区分されたケースでも、負債の返済(奨学金やローンの返済など)が重ければ「経済的困難」に該当するような経験をされていることがあり得ます。他方で、特に大きな負債もなく所得も高いけれども、医療費支出など特殊事情により支出が大きいというケース、計画的支出のできないケース(浪費癖、ギャンブルやアルコール依存)も存在するかも知れません。逆に、所得の少ない世帯でも、人的・物的な側面で親戚や近隣との互助的な関係が密であれば、「経済的困難」に該当するような経験はされていない、というケースが考えられます。おそらくはこうしたことから、「所得段階」による区分と「経済的困難」とは完全には一致しない(もちろん、相互に強く関連してはいますが)ものと推測します。

「所得段階」と「経済的困難」経験のどちらがより適切な指標なのかということは明らかではありません。ですから、これらを用いた分析はいずれも、やや異なった観点から複眼的に現代の貧困問題をとらえるための複数の指標であると理解していただくのがよいと考えます。

#### 分析内容について

より綿密な分析には別の機会をいただきたいと思います、概観した段階で特に気になった点を挙げます。

##### 1. 保護者の状況について

まず、貧困率などの数字以上に、苦しい生活の実態に注目すべきということを指摘したいと思います。保護者調査の「暮らしの状況について」の項目では、全体の3割が「(やや、大変)苦しい」と答えています(p. 155)。毎月貯金ができていない家庭は全体の4分の1に過ぎません(p. 156)。特に経済的に苦しい層では、「過去一年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えない」という経験を全体の8.4%、10%(小5、中2の順。以下同じ)がしています。必要な衣類が買えなかった経験は11%、13.3%です(pp. 157-158)。最も必要な衣食において困難を経験するほど、貧困が深刻化し

ていると言えます。

そして、経済的困難をかかえる親御さんたちは、決して怠けているわけではありません。父親の就労状況 (p. 173) を見ると、「所得段階Ⅲ」および「経済的困難層」に父親の非正規雇用、自営業が多いことが分かります (父親の労働時間 (p. 174) が経済的困難層でやや短いのは、雇用形態の影響と見るべきでしょう)。同時に、母子世帯が経済的困難に見舞われていることも一目瞭然です。母親の就労状況は、圧倒的に非正規雇用 (特にパート・アルバイト・日雇い・非常勤職員) に偏っています (p. 170)。その結果、多くの母子世帯を含む経済的困難層では、他の層に比べて母親の就労時間が長く (p. 171)、土日・休日にも仕事がある方が多い (p. 172) ということになっています。雇用形態によって賃金単価が安いこと、生活を維持するには長時間働かざるを得ないという現実が、経済的困難層を襲っていることが伺えます。

このことは、経済的困難を重ねて、言わば「時間の貧困」とも言うべき事態を引き起こしているのではないのでしょうか。そしてそれが子どもに与える負の影響も無視できないものになっていると思われる。例えば「おさんを医療機関で受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあった」とする回答は経済的困難世帯で高くなっています (p. 128)。その理由は、「医療費の支払いが不安だったから」以上に「受診する時間がなかったから」が多く、特に小5世帯の「所得段階Ⅲ」でこの回答が多くなっています (p. 129)。子どもに治療していない虫歯が「ある」とする回答も、経済的困難世帯で高くなっています (p. 127)。家庭での親子のコミュニケーションについても、pp. 137-139, p. 141 などの結果を全体として見れば、経済的に苦しい家庭ほどゆっくりと親子の会話をもてていないのではないかと、思われます。また、「子供への教育的な働きかけ」 (pp. 145-151) についても、いくつかの項目で経済的困難度に応じた差が見られます (同時に、「悪いことをしたらきちんとしかっている」などいくつかの項目ではほぼ差が見られないことから、経済的に困難な家庭の親御さんが、決して子育てに無関心などではないことも窺えます)。

経済的な困難が直接に子どもの教育に影響を与えていることが明瞭なのは、私的な教育費支出に関する項目です。「子供の習いごと」についての回答 (p. 152) では学習塾、それ以外の習いごとともに、はっきりと経済格差が反映しています。経済的に苦しい世帯ほど通塾率が低いのですが、それが経済的な理由によることも明示されています (p. 154)。旅行やアウトドアスポーツ、博物館・科学館・美術館を訪れるなどの、家庭による子どもの体験の充実にも、経済的困難が影を落としています (p. 144)。これはおそらく、経済的事情によるものと、上述した「時間の貧困」によるものと、両方の理由があるでしょう。

こうした現実が子どもたちに与えている影響については次項で考察します。保護者の状況について最後にもう一つ触れておきたいのは、見てきたような困難な状況が、保護者の皆さんの身体的・精神的健康に害を及ぼすレベルにまでなっている可能性についてです。保護者自身の健康状態についての回答 (p. 125) では、健康状態が「あまりよくない」「よくない」と答えた方が「所得段階Ⅲ」と「経済的困難世帯」で明らかに多く、「所得段階Ⅰ」と比べると倍以上いらっしゃいます。また、「心の健康」についての回答 (p. 134) でも、ストレス、抑うつ症状、倦怠感、自己否定感情などを、経済的に苦しい保護者の方ほど頻繁に味わっていることがはっきりと表れています。つまり、保護者の貧困 (経済的・時間的) が子どもの成長に暗い影を落としているにしても、それを保護者の方のさらなる「がんばり」で解消することは、もはや無理な段階にきていると言えます。子どもの貧困問題にたいする公的な施策・取り組みが緊急に求められていることが、見えているのではないのでしょうか。

## 2. 子どもの状況について

まず気かけないといけないのが、経済的困難が子どもの身心の健康を脅かしつつある、という点ではないでしょうか。歯科を含む医療機関の受診に所得・経済的困難経験の有無が影響を与えていることはすでに触れました (pp. 127-129) が、子どもの健康状態が「よい」とする回答も明らかに「所得段階Ⅲ」「経済的困難世帯」では低くなっています (p. 126)。子ども自身による回答でも、自分の健康状態について「よい」と答えた子はそれらのグループでは明らかに少なく、他方「どちらかといえどよくない」と答えた子が多くなっています (p. 76)。また、情緒的な健康についても、「(3) 最近の一週間のこと」についての回答で、「泣きたいような気がした」(p. 97)、「逃げ出したいような気がした」(p. 98)、「生きていても仕方がないと思った」(p. 104)、「独りぼっちな気がした」(p. 103)、「とてもつらい気がした」(p. 104) などの項目に「(いつも、ときどき) そうだ」と答えた子どもが相対的に多く、経済的な困難を抱える世帯で育つ子どもたちのなかに、そうでない世帯の子どもたちよりも高い割合で、抑うつ感情に苛まれている子どもが含まれていることが危惧されます。こうした傾向が、子どもたちの自己肯定的な感情の育ちを脅かしているのではないかと (p. 90, 93)、また、例えば「学校に行きたくないと思った」経験の有無 (p. 58) にも影響を与えているのではないかと懸念されます。

次に、いわゆる「学力」についてです。「学校の授業がわかりますか」という質問への子どもたちの回答 (p. 82) を見ると、「いつもわかる」と答えた子は「所得段階Ⅰ」で最も多く、「所得段階Ⅲ」および「経済的困難世帯」ではそれに比べて明らかに少なくなっています。「(あまり、ほとんど) わからない」と答えた子はその逆です。その背景として考えられるのは、さしあたり、一つには通塾率の差 (p. 40, 86)、もう一つは家庭学習時間の差 (p. 85) です。

家庭学習時間が短いと言うと、「結局子どもたち自身が努力していないからではないか」と思われる方もいらっしゃるかも知れませんが、それならばなぜ、経済的困難と家庭学習時間が相関するのでしょうか。私はむしろ、経済的困難をかかえる世帯では、子どもたちが家庭学習に取り組む環境が保障されていないことが問題なのではないかと考えます。子ども部屋の有無 (p. 24)、「自宅で宿題をすることができる場所」の有無 (p. 25: どのグループでも9割ほどは「ある」と答えています)、「ない(ほしい)」と答えている子の割合は、中学2年の「所得段階Ⅲ」では「所得段階Ⅰ」の6倍以上にのぼっています)、「自分専用の勉強机」(p. 25)、自宅学習用の教材 (p. 87) など物理的な学習環境の問題、保護者の「時間の貧困」から類推される、家庭学習を促してくれる大人の不在、そして、これも大人の不在が背景にあるであろう、家事や兄弟姉妹の世話 (pp. 54-55)。経済的困難をかかえる世帯の一部の子どもたちには、こうした悪条件が重なっているのではないのでしょうか。

こうした子どもの状況と、保護者の経済的困難とが重なり合って、子どもの進路希望にも影響がはっきりと表れています (p. 95)。小学校5年生の段階ですでに、自分の最終学歴を「高校まで」と考える子どもの割合が「所得段階Ⅲ」「経済的困難世帯」では4~5分の1いて、これは「所得段階Ⅰ」の倍近い割合です。中学校2年生になると、この割合は3~4分の1に増え、「所得段階Ⅰ」との差は3倍近くに拡大しています。この結果は、保護者調査での、保護者としての子どもの進学希望 (p. 123) とほぼ同じです。もちろん、より高い学歴を得ることだけがよい人生ではないと思いますが、他方で学歴と生涯所得とが強い相関をもっていることも事実です。生まれた家庭に経済的困難があったために、子どもが成長した後にも困難から抜け出せないという「貧困の世代間連鎖」が強く危惧されます。

他にも、分析・考察を加えるべきデータは多く残っていますが、概観しただけでも以上のような問

題が、今回の調査結果からうかがえます。繰り返しますが、和歌山県においても子どもの貧困問題は深刻な現状にあり、経済的困難を抱える子育て世帯に対して、公的な支援策を早急に強化する必要があります。

根本的には、非正規雇用に対する規制を強化し、労働時間を短縮するとともに給与水準を上げて安定化させることが最も必要な対策と思われます。国の政策として最低賃金の引き上げや労働基準監督署の拡充強化などが求められますが、県政で独自にできることはないでしょうか。

雇用条件の改善を待つ間、直接の経済的支援を要する世帯はどうすればよいでしょうか。就学援助制度については、「所得段階Ⅲ」の4割近くが「受けたことがない」としています（p.165）。就学援助制度を受けていると認識していない世帯が一定数含まれている可能性は否定できませんが、所得段階Ⅲ、経済的困難世帯の所得水準では、制度を利用できるにも関わらず現に利用していない世帯が多くいることを表しています。まずはこうした既存の支援制度について情報提供と申請援助を含めた利用促進を行っていくこと（要件を満たす世帯がきちんと利用できるようにすること）が必要と思われます。

子どもの学力保障をめぐるっては、通塾率の差が目立つられるかも知れませんが、例えば塾通いのための助成金制度をつくるといった施策よりは、学校ですべての子どもに学力をつけられるような条件を整えることの方が本来的な対策ではないかと思えます。学校の先生方がもっと一人ひとりの子どもに寄り添って、家庭環境の違いなども理解しながら丁寧に学習を支援できるよう、教師の増員（加配）、学級規模の縮小、スクールソーシャルワーカーの大幅増員などの努力がますます求められます。家庭学習支援や子どもの悩みの相談相手になるために、若者や地域の大人等を、希望するご家庭に派遣するといった施策も検討できないかと思えます。

子どもが自ら将来への希望を切り詰めていってしまわないように、保護者はもちろん、教師や上述のボランティアなど、様々な大人が子どもに寄り添い励ますことのできる仕組みがあれば、「貧困の連鎖」を減らすことは可能です。